

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	【令和7年12月9日実施終了】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付のうち、自立支援医療費(精神通院医療に限る。)の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付のうち、自立支援医療費(精神通院医療に限る。)の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、同ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼすものであることを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることをもって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

これまで特定個人情報保護評価の任意実施を行っていたが、実施を行わないこととする。

評価実施機関名

千葉市長

公表日

令和7年12月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付のうち、自立支援医療費(精神通院医療に限る。)の支給に関する事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)による自立支援給付のうち、自立支援医療費(精神通院医療に限る。)の支給に関する事務の概要は、以下のとおりである。 ①障害者総合支援法第6条の自立支援給付のうち、自立支援医療費(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年1月25日政令第10号)第1条の2第3号に定める精神通院医療に限る。)の支給に関する事務 ②障害者総合支援法第56条第2項の支給認定の変更に関する事務
③システムの名称	保健医療・衛生情報システム、業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム)、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
手帳及び通院医療費登録、手帳及び通院医療費結果登録	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第117の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<照会> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 144,145,146の項 <提供> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 145の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	千葉県保健福祉局高齢障害部精神保健福祉課
②所属長の役職名	精神保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒260-8722 千葉県中央区千葉港1番1号 千葉県役所5階 総務局 総務部 政策法務課 市政情報室
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒260-0025 千葉県中央区問屋町1番35号 千葉ポートサイドタワー11階 千葉県役所 保健福祉局 高齢障害部 精神保健福祉課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分にしている]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</div> </div> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	<p>漏えい・滅失・毀損を防ぐために、以下のとおり物理的安全管理措置を実施しているため、当該対策は十分であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認している。 ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存している。 ・特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万一発生した場合に備え、バックアップを保管している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	保健医療・衛生情報システム、中間サーバ	保健医療・衛生情報システム、業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム)、中	事後	
平成31年4月4日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律	事後	
平成31年4月4日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長の	精神保健福祉課長 佐藤 ひとみ	精神保健福祉課長	事後	
平成31年4月4日	II しきい値判断項目1. 対象人数 評価対象の事務の対象	平成27年11月1日時点	平成31年1月4日時点	事後	
平成31年4月4日	II しきい値判断項目2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取	平成27年11月1日時点	平成31年1月4日時点	事後	
平成31年4月4日	IV リスク対策		新規	事後	
令和3年10月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情	番号法別表第二の108の項から110の項まで、行政手続における特定の個人を識別するため	番号法第19条第8号及び別表第二の108の項から110の項まで、行政手続における特定の個	事後	番号法改正(施行日:令和3年9月1日)による第19条の号ズ
令和7年12月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)別表第一の84の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成30年6月8日内閣府・総務省令第4号)第60条第1号から第5号まで	番号法第9条第1項 別表第117の項	事後	
令和7年12月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二の108の項から110の項まで、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第55条	<照会> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 144,145,146の項 <提供> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 145の項	事後	
令和7年12月9日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求欄	〒260-8722 千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター2階 千葉市役所 総務局 総務部 政策法務課 市政情報室 043-245-5716	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所5階 総務局 総務部 政策法務課 市政情報室	事後	
令和7年12月9日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 欄	〒261-8755 千葉市美浜区幸町1丁目3番9号 千葉市総合保健医療センター2階 千葉市役所 保健福祉局 高齢障害部 精神保健福祉課 043-238-9980	〒260-0025 千葉市中央区問屋町1番35号 千葉ポートサイドタワー11階 千葉市役所 保健福祉局 高齢障害部 精神保健福祉課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月9日	Ⅱ しきい値判断項目1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月4日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年12月9日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	新規	十分である	事後	
令和7年12月9日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	新規	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	
令和7年12月9日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	新規	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	
令和7年12月9日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	新規	十分である	事後	
令和7年12月9日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	新規	漏えい・滅失・毀損を防ぐために、以下のとおり物理的安全管理措置を実施しているため、当該対策は十分であると考ええる。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認している。 ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存している。 ・特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。	事後	